

1 給与所得の速算表

給与等の合計収入		給与所得の金額	
1円～550,999円		0円	
551,000円～1,618,999円		給与収入－55万円	
1,619,000円～1,619,999円		1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円		1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円		1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円		1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円		給与収入÷4×4×0.6+10万円	
1,800,000円～3,599,999円		給与収入÷4×4×0.7－8万円	
3,600,000円～6,599,999円		千円未満切捨×4×0.8－44万円	
6,600,000円～8,499,999円		給与収入×0.9－110万円	
8,500,000円～		給与収入－195万円	

3 基礎控除

(万円)

合計所得金額	所得税	住民税
2,400万円以下	48	43
2,400万円超2,450万円以下	32	29
2,450万円超2,500万円以下	16	15
2,500万円超	適用なし	

4 医療費控除の計算方法

医療費控除額		最高200万	添付書類	
医療費－保険金等の補てん額	－	10万円	医療費控除の明細書、医療費通知(必要項目の記載がある場合のみ)等	
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)		最高8.8万	添付書類(どちらも必須)	
スイッチOTC薬の購入費－保険金等の補てん額		－1.2万円	医薬品購入費の明細書、「一定の取組」が確認できる書類	

選択式

5 生命保険料控除額の計算方法

旧契約 H23.12.31以前に契約の「生命保険」「個人年金」

所得税 各保険あわせて最高 10万

住民税 各保険あわせて最高 7万

支払保険料の金額	控除額	支払保険料の金額	控除額
1円～25,000円	支払額	1円～15,000円	支払額
25,001円～50,000円	支払額÷2+12,500円	15,001円～40,000円	支払額÷2+7,500円
50,001円～100,000円	支払額÷4+25,000円	40,001円～70,000円	支払額÷4+17,500円
100,001円～	一律 50,000円	70,001円～	一律 35,000円

新契約 H24.1.1以後に契約の「生命保険」「介護医療保険」「個人年金」

所得税 各保険あわせて最高 12万

住民税 各保険あわせて最高 7万

支払保険料の金額	控除額	支払保険料の金額	控除額
1円～20,000円	支払額	1円～12,000円	支払額
20,001円～40,000円	支払額÷2+10,000円	12,001円～32,000円	支払額÷2+6,000円
40,001円～80,000円	支払額÷4+20,000円	32,001円～56,000円	支払額÷4+14,000円
80,001円～	一律 40,000円	56,001円～	一律 28,000円

＜令和7年度から適用の主な税制改正＞

◆同一生計配偶者に係る定額減税(令和7年度のみ適用)

合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下である納税義務者の同一生計配偶者(国内居住者のみ、合計所得金額が48万円以下の配偶者)について、令和7年度に限り、納税義務者の個人住民税の所得割から1万円が減税されます。

◆子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯や若者夫婦における住宅取得を支援する観点から、令和6年入居の子育て世帯(19歳未満の子を有する世帯)及び若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが40歳未満の世帯)における借入限度額について、新築等の認定住宅は500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅は1,000万円が限度額に上乗せされます。合計所得金額が1,000万円以下の方に対して、新築住宅の

6 地震保険料控除額の計算方法

所得税 各保険あわせて最高 5万

住民税 各保険あわせて最高 2.5万

	支払保険料の金額	控除額		支払保険料の金額	控除額
地震保険料	1円～50,000円	支払額	地震保険料	1円～50,000円	支払額÷2
	50,001円～	一律 50,000円		50,001円～	一律 25,000円
旧長期損害保険料	1円～10,000円	支払額	旧長期損害保険料	1円～5,000円	支払額
	10,001円～20,000円	支払額÷2+5,000円		5,001円～15,000円	支払額÷2+2,500円
	20,001円～	一律 15,000円		15,001円～	一律 10,000円

一つの保険契約が地震保険料・旧長期損害保険料のいずれにも該当する場合は、いずれか一方の契約にのみ該当します。

■扶養の判定

- ・生計を一にする親族
- ・合計所得金額48万円以下

7 人的控除

(万円)

控除区分	所得税	住民税
扶養控除 年少 0～15歳	0	0
扶養控除 その他 16～18歳	38	33
扶養控除 特定 19～22歳	63	45
扶養控除 その他 23～69歳	38	33
扶養控除 同居老親等 70歳以上	58	45
扶養控除 その他老人 70歳以上	48	38

(万円)

控除区分	所得税	住民税
特別障害者	27	26
特別障害者	40	30
同居特別障害者	75	53
寡婦	27	26
ひとり親	35	30
勤労学生	27	26

(万円)

ひとり親控除・寡婦控除について、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載がある方は対象外になります。

8 配偶者控除及び配偶者特別控除

(万円)

控除区分	配偶者の合計所得	納税者の合計所得 900万円以下		納税者の合計所得 900万円超950万円以下		納税者の合計所得 950万円超1,000万円以下		納税者の合計所得 1,000万円超	
		所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
配偶者控除 老人(70歳以上)	48万円以下	38	33	26	22	13	11		
	48万円以下	48	38	32	26	16	13		
配偶者特別控除	48万円超95万円以下	38	33	26	22	13	11	適用なし	適用なし
	95万円超100万円以下	36		24		12			
	100万円超105万円以下	31	31	21	21	11			
	105万円超110万円以下	26	26	18	18	9	9		
	110万円超115万円以下	21	21	14	14	7	7		
	115万円超120万円以下	16	16	11	11	6	6		
	120万円超125万円以下	11	11	8	8	4	4		
	125万円超130万円以下	6	6	4	4	2	2		
	130万円超133万円以下	3	3	2	2	1	1		

納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。ただし、納税者本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方は「同一生計配偶者」として住民税の非課税判定の対象となります。同一生計配偶者の内、一般の障害者や特別障害者に該当する場合は障害者控除もしくは(同居)特別障害者の適用が可能になります。